

# 後見制度支援預金概要説明書

2026年4月1日現在

株式会社 阿波銀行

|   |   |
|---|---|
| 1. 商品名  | 後見制度支援預金 ※ 普通預金または無利息普通預金（決済用預金）  |
| 2. ご利用いただける方                                  | 後見人が選定されている成年被後见人または未成年被後见人で、家庭裁判所から後見制度支援預金の口座開設にかかる「指示書」の交付を受けた方。   |
| 3. 期 間  | 定めなし<br>ただし、次のいずれかの場合に預金契約は終了します。<br>(1) 預金者が亡くなられたとき<br>(2) 未成年後見制度の支援を受ける預金者が成年に達したとき<br>(3) 家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき解約する申し出があったとき<br>(4) 成年後見制度の支援を受ける預金者について後見開始取消審判が確定したとき<br>(5) 預金者または後見人の責めに帰すべき事由等により、当行が終了すべきと判断したとき                          |
| 4. 口座開設                                       | 家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づきお取扱いします。<br>(注) 預金者1名につき当行本支店で1口座のみ開設いただけます。また、通帳不発行でのお取扱いはできません。   |
| 5. 預 入<br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位    | (1) 制限はありません。<br>(2) 制限はありません。<br>(3) 1円以上、1円単位   |
| 6. 払戻方法                                       | (1) 当行の口座開設店窓口でのみ、払戻できます。<br>(2) 家庭裁判所から交付された「指示書」に基づき取扱いを行い、「指示書」に記載された金額となります。<br>(注) 「指示書」に記載された有効期限の経過、その他銀行が合理的な事情があると判断した時は、お断りする場合がございます。<br>(3) 公共料金等の自動引落、キャッシュカードやインターネットバンキング契約の利用、ATMによる振込みはご利用できません。                                     |
| 7. 利 息<br>① 適用金利<br>② 利払頻度<br>③ 計算方法<br>④ 税 金 | (1) 普通預金<br>① 毎日の店頭表示の利率（毎月利率が変動します）を適用します。<br>② 毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。<br>③ 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし1年を365日とする日割計算をします。<br>④ 国税15.315%、地方税5%が源泉分離課税されます。<br>マル優（非課税）の取扱いができます。<br>(2) 無利息普通預金（決済用預金）<br>① 無利息<br>有利息普通預金より切替の場合は、切替時に利息清算を行います。 |
| 8. 手 数 料                                      | 無 料   |
| 9. 付加できる特約事項                                  | 生活口座への定額自動送金サービスがご利用いただけます。<br>(注) 家庭裁判所が交付する「指示書」に基づく取扱いとなります。<br>所定の手数料がかかります。  |
| 10. 中途解約時の取扱い                                 |   |
| 11. お申込時のご注意点                                 | 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。  |
| 12. 当行が契約している<br>指定紛争解決機関                     | 一般社団法人全国銀行協会<br>連 絡 先…全国銀行協会相談室<br>電話番号…0570-017109 または 03-5252-3772  |
| 13. その他参考となる<br>事項                            | (1) 普通預金<br>預金保険制度の対象預金です。保障限度額は、預金者一人当たり元本1千万円および当該預金利息が対象となります。<br>(2) 無利息普通預金（決済用預金）<br>預金保険制度の対象預金であり、全額が保障の対象となります。  |